

広島県告示第六百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十六年十一月十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年十一月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次庄原線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市三良坂町三良坂字反一八七〇番一地先から 三次市三良坂町三良坂字宮沖五二七番地先まで	一〇・〇〇 〇 〇 〇 〇	一〇・〇〇 〇 〇 〇 〇	四・四〇〇 一五・〇〇〇	二、〇八九・ 〇〇	県道三良坂停車場線と一部重複 一般国道一八四号と一部重複 区域を変更する年月日 平成二六年一月五日 ダブルウェイ解除 不用物件 延長二、〇八九・〇〇メートル 一般国道一八四号と一部重複
	〇 〇 〇 〇 〇	二、一一三・ 〇〇	二、〇八九・ 〇〇	二、一一三・ 〇〇	